

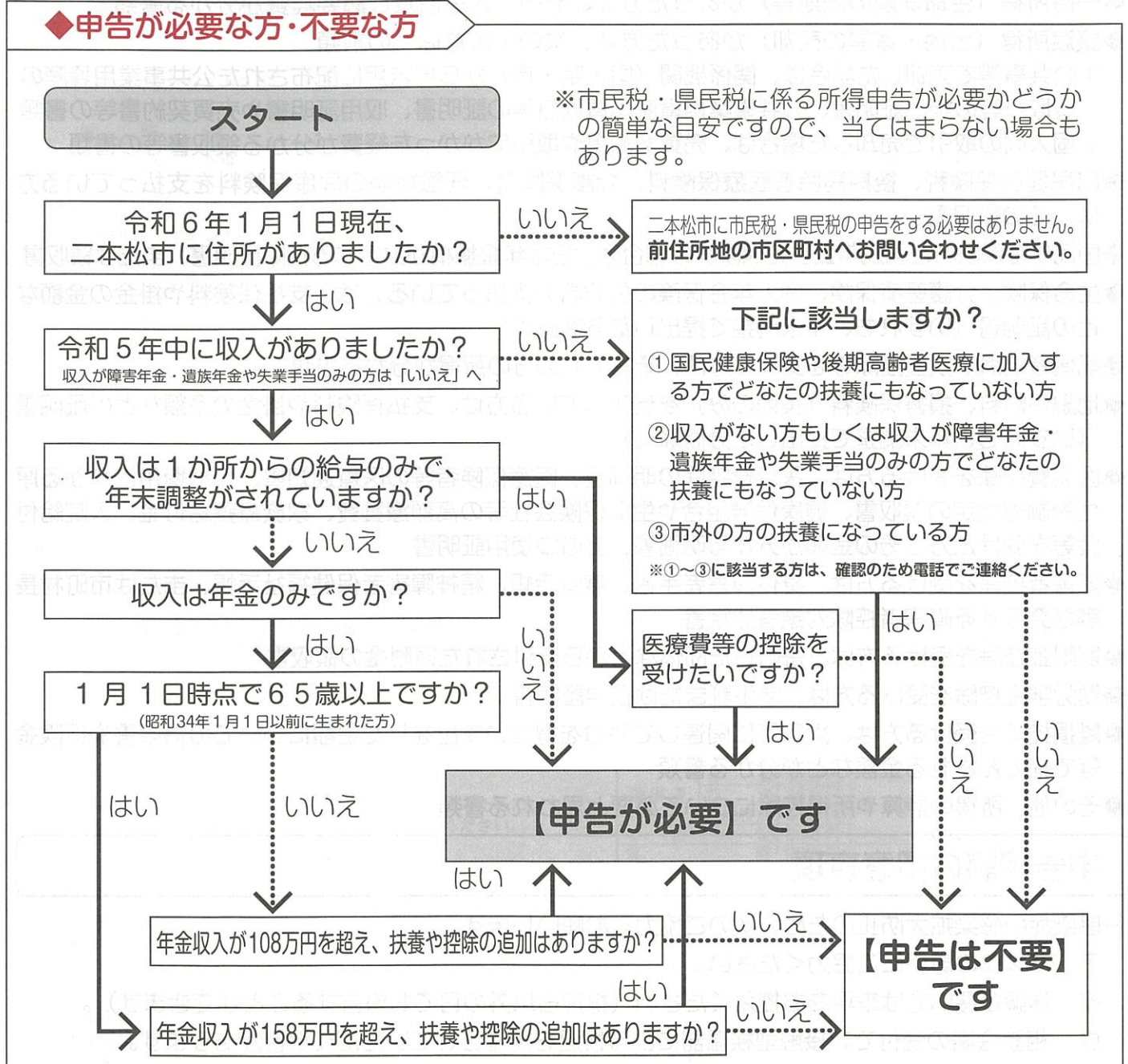
令和6年度(令和5年分)市民税・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告について

申告相談受付期間は **2月13日(火)から3月15日(金)まで**です。

この申告は、市民税・県民税を計算するためだけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や児童手当・児童扶養手当、老齢福祉年金等の給付資料にもなりますので、期間内に忘れずに申告してください。

なお、帳簿や領収書などの整理がなされていないと、多くの他の方々をお待たせすることになりますので、事前に集計を済ませてきてください。

◆申告が必要な方・不要な方



◎所得税の確定申告を行う方は、市民税・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告を行う必要はありません。

◎二本松市に住居登録がない方で、週末など休日には二本松市の家族のところへ帰宅し生活している方は市役所へお問い合わせください。

◎次の方も市民税・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告が必要となります。

ア 給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の方

イ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方

ウ 分離課税の行われなかった退職所得がある方

エ 所得税で確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当等の配当所得がある方

○申告の日程については別表のとおりです。